

ホームヘルプサービス 夢ふうせんラポール

居宅介護運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社 エムリンクオホーツク が開設するホームヘルプサービス 夢ふうせんラポール（以下「事業所」という。）が行う指定障害福祉サービス事業の居宅介護（以下「指定居宅介護」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定居宅介護、指定重度訪問介護及び指定同行援護（以下「指定居宅介護等」という。）の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った指定居宅介護等の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の従業者は、障害者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びに外出時における移動の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 ホームヘルプサービス 夢ふうせんラポール
2 所在地 紋別市落石町5丁目4-13

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（常勤兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 サービス提供責任者 1名（常勤専従1名）
サービス提供責任者は、事業所に対する指定居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導、指定居宅介護等の計画書の作成等を行うとともに、自らも居宅介護の提供に当たるものとする。
- 3 従業者 2名以上
介護員は、指定居宅介護等の提供に当たるものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日
月曜日～日曜日までとする。
- 2 営業時間

9：00～17：00

- 3 電話などにより管理者及びサービス提供責任者に24時間連絡可能な体制とする
- 4 状況に応じて365日24時間サービスの提供を行う。

(主たる対象者)

第6条 事業所は主たる対象者を以下のとおりとする。

- 1 指定居宅介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者
- (2) 知的障害者
- (3) 障害児
- (4) 精神障害者
- (5) 難病等対象者

- 2 指定重度訪問介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者
- (2) 知的障害者
- (3) 障害児
- (4) 精神障害者
- (5) 難病等対象者

- 3 指定同行援護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 視覚障害を有する身体障害者
- (2) 視覚障害を有する障害児
- (3) 難病等対象者

(指定居宅介護等の内容)

第7条 事業所が提供する指定居宅介護等の内容は次のとおりとする。

- (1) 介護計画の作成
- (2) 身体介護
- (3) 通院等乗降介助
- (4) 家事援助
- (5) 生活等に関する相談及び助言
- (6) 日常生活支援（知的障害者に限る）
- (7) その他の生活全般にわたる援助

(利用料等)

第8条 指定居宅介護等を提供した際には、利用者又はその扶養義務者から当該居宅介護等に係る利用者負担額の支払いを受ける。

- 2 法定代理受領を行わない指定居宅介護等を提供した際には、法第29条第3項第1号の規定により算定された介護給付費又は法第30条第3項第1号の規定により算定された特例介護給付費の支払いを受ける。

- 3 次条の通常の事業の実施地域を越えて行うサービスに要した交通費は、一律往復1000円とする。

- 4 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明を行い、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、佐呂間町、湧別町、遠軽町、北見市、紋別市、美幌町、滝上町、興部町、雄武町の全区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 従業者等は、サービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(苦情解決)

第11条 提供した障害者福祉サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業所は、提供した障害者福祉サービスに関し、法の定めるところにより、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(従業者の研修)

第12条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月研修
- (2) 繼続研修 年2日

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業員に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(感染症の予防及びまん延の防止)

第14条 事業所は、すべての従業員等に対し、健康診断等を定期的に実施するとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に務め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策について)

第16条 事業所は、訓練の実施に当たって地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(ハラスメント防止)

第17条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又

は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就労環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営についての重要事項)

第18条 従業者は、利用者に対する虐待及び身体拘束が利用者の人権を侵害し、心身の健康又は生命に重大な影響を及ぼす事を理解し、介護記録やカンファレンスにおいて、虐待及び身体拘束が行われていない事を確認するものとする。

第19条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社エムリンクオホーツクと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和 6年4月1日より施工する。